

5－1 申告・課税状況

(1) 申告・課税状況

区 分		申 告 状 況				課 税 状 況					
		相 続 人 の 数		金 額		相 続 人 の 数		金 額			
取 得 財 産 価 額		外	人 -	外	千円 -	外	人 -	外	千円 -		
			16,799		836,379,967		14,547		758,571,610		
	相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		499		9,506,868		460		9,075,803		
	債 務 控 除 額		10,237		75,899,452		8,796		65,129,873		
	暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		2,124		7,673,770		1,972		7,253,914		
課 税 価 格			16,838		777,661,152		14,612		709,771,455		
相 続 税 額	算 出 税 額	実	15,351	実	101,920,163	実	14,523	実	99,182,189		
	2 割 加 算 額		2,173		1,663,078		2,164		1,662,003		
	計		15,351		103,583,241		14,523		100,844,192		
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	実	441	実	827,817	実	408	実	805,050		
	配 偶 者		2,252		21,830,094		1,795		18,985,672		
	未 成 年 者		95		31,613		60		23,076		
	障 害 者		688		836,472		404		603,205		
	相 次 相 続		562		2,312,491		467		1,949,453		
	外 国 税 額		2		39,677		2		39,677		
	計		3,850		25,878,164		2,998		22,406,134		
差 引 税 額							12,782		78,438,059		
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額							119		375,587		
医 療 法 人 持 分 税 額 控 除 額							2		50,033		
小 計							12,754		78,012,439		
農 地 等 納 税 猶 予 税 額							11		163,388		
株 式 等 納 税 猶 予 税 額							4		235,831		
特 例 株 式 等 納 税 猶 予 税 額							14		943,651		
山 林 納 税 猶 予 税 額							-		-		
医 療 法 人 持 分 納 税 猶 予 税 額							-		-		
美 術 品 納 税 猶 予 税 額							-		-		
事 業 用 資 産 納 税 猶 予 税 額							-		-		
申 告 納 税 額	納 付 税 額								12,751		76,778,861
	還 付 税 額								52		109,210
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額									-		-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額			6,882		321,708,000		5,684		264,486,000		

調査対象等： 「申告状況」は、令和4年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和5年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。
「課税状況」は、令和4年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和5年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	申 告 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
平成 30 年 分	12,765	572,212,546	77,196,449	21,299,245	5,171
令和 元 年 分	12,679	581,017,472	77,240,750	19,526,097	5,119
令和 2 年 分	13,278	603,021,666	81,953,838	17,467,854	5,434
令和 3 年 分	15,133	701,365,566	98,428,052	25,601,407	6,095
令和 4 年 分	16,838	777,661,152	103,583,241	25,878,164	6,882

区 分	課 税 状 況				
	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			
	人	千円	千円	千円	人
平成 30 年 分	10,783	511,521,917	75,185,824	18,833,016	4,134
令和 元 年 分	10,836	523,154,716	74,765,957	16,542,268	4,151
令和 2 年 分	11,324	545,642,570	80,142,651	15,154,434	4,413
令和 3 年 分	13,028	634,726,112	94,122,342	18,876,387	4,984
令和 4 年 分	14,612	709,771,455	100,844,192	22,406,134	5,684

区 分	納 付 税 額		還 付 税 額	
	相 続 人 の 数	金 額	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円	人	千円
平成 30 年 分	9,316	53,802,180	28	56,947
令和 元 年 分	9,388	56,527,233	43	65,325
令和 2 年 分	9,777	63,560,872	26	46,835
令和 3 年 分	11,284	72,405,934	49	127,708
令和 4 年 分	12,751	76,778,861	52	109,210

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税 務 署 名	申 告 状 況			課 税 状 況			納 付 税 額		還 付 税 額	
	課 税 価 格		被相続人 の数	課 税 価 格		被相続人 の数	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
	相続人の数	金 額		相続人の数	金 額					
	人	千円	人	人	千円	人	人	千円	人	千円
門 司	188	8,586,128	77	176	8,124,600	69	155	763,960	-	-
若 松	433	19,093,917	189	381	17,501,357	161	339	1,967,152	1	876
小 倉	942	42,546,065	394	826	38,392,765	326	715	3,398,597	4	918
八 幡	880	38,605,406	380	798	35,772,647	325	703	3,188,896	1	2,712
博 多	725	46,720,069	300	630	44,102,898	248	560	6,705,054	3	7,703
香 椎	1,576	74,666,932	656	1,337	65,781,786	524	1,153	7,286,333	1	1,256
福 岡	1,682	95,035,135	700	1,415	87,969,770	555	1,243	13,239,588	6	5,518
西 福 岡	1,893	84,065,050	777	1,570	75,830,561	609	1,362	8,099,369	2	1,945
大 牟 田	507	25,487,122	209	453	23,130,712	177	401	2,622,234	3	1,071
久 留 米	1,091	49,699,094	434	974	46,073,490	374	832	4,348,858	8	27,240
直 方	158	7,532,366	68	152	7,284,510	64	134	736,482	-	-
飯 塚	216	7,538,596	89	202	6,863,167	79	172	347,718	2	3,828
田 川	124	5,396,143	51	119	4,996,858	47	104	388,914	-	-
甘 木	166	6,084,992	72	143	5,291,838	59	128	290,961	-	-
八 女	268	10,114,906	100	237	9,424,341	88	201	718,470	-	-
大 川	113	4,254,720	45	101	3,812,085	38	86	265,388	1	1,216
行 橋	349	13,890,925	146	306	12,546,120	124	266	1,123,653	1	4,411
筑 紫	1,405	66,746,819	579	1,165	60,531,691	458	1,007	6,378,517	6	14,740
福 岡 県 計	12,716	606,064,385	5,266	10,985	553,431,196	4,325	9,561	61,870,144	39	73,434
佐 賀	783	33,832,219	308	688	31,189,506	259	602	2,944,398	7	9,988
唐 津	212	9,883,391	79	188	9,061,925	68	160	1,075,052	-	-
鳥 栖	378	16,713,870	160	326	15,020,245	133	284	1,576,342	1	2,048
伊 万 里	116	4,549,987	45	100	3,827,757	37	86	281,374	-	-
武 雄	262	10,314,631	93	242	9,675,755	82	210	919,122	-	-
佐 賀 県 計	1,751	75,294,098	685	1,544	68,775,188	579	1,342	6,796,288	8	12,037
長 崎	1,145	49,522,033	450	999	45,423,667	375	900	4,814,320	1	7,371
佐 世 保	370	14,004,911	156	323	12,560,192	132	289	964,893	-	-
島 原	239	10,367,301	97	221	9,523,496	85	197	906,010	1	5,504
諫 早	396	14,028,975	147	345	12,854,012	123	294	960,176	3	10,864
福 江	77	2,833,177	29	69	2,411,550	24	61	141,004	-	-
平 戸	96	3,823,638	33	88	3,535,568	28	75	278,250	-	-
老 岐	22	747,245	9	13	384,821	4	13	18,425	-	-
厳 原	26	975,389	10	25	871,765	9	19	29,352	-	-
長 崎 県 計	2,371	96,302,669	931	2,083	87,565,071	780	1,848	8,112,430	5	23,740
総 計	16,838	777,661,152	6,882	14,612	709,771,455	5,684	12,751	76,778,861	52	109,210

(注) この表は、「(1)申告・課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 課税状況における申告又は処理の別

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 14,615	千円 708,408,997	人 12,767	千円 76,690,217	人 5,684
	修正申告による増差額	210	1,930,188	285	304,628	144
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	54 △	567,730	76 △	215,984	50
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 14,612	709,771,455	実 12,751	76,778,861	実 5,684
過 年 分	申 告 額	441	16,745,791	402	1,493,030	211
	修正申告による増差額	887	10,130,800	1,186	2,070,729	535
	更正による増差額	2	65,703	2	14,632	1
	更正等による減差額	314 △	3,353,961	392 △	781,341	199
	決 定 額	1	17,053	1	377	1
	計	実 1,621	23,605,386	実 1,953	2,797,425	実 830
合 計	申 告 額	15,056	725,154,788	13,169	78,183,247	5,895
	修正申告による増差額	1,097	12,060,988	1,471	2,375,357	679
	更正による増差額	2	65,703	2	14,632	1
	更正等による減差額	368 △	3,921,691	468 △	997,325	249
	決 定 額	1	17,053	1	377	1
	計	実 16,233	733,376,841	実 14,704	79,576,287	実 6,514

調査対象等： 「本年分」は、令和4年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和5年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和4年11月1日から令和5年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、令和2年以前に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和4年7月1日から令和5年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注） 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 1	千円 47	人 95	千円 9,802	人 -	千円 -
過 年 分	624	147,477	273	59,011	39	106,916
合 計	625	147,524	368	68,812	39	106,916

調査対象等： 「(4) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

5－2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	申告状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額		納付税額	法定相続人の数
			うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額		
5 千万円 以下	人 1,256	千円 50,507,752	千円 1,155,941	千円 363,754	千円 321,666	人 2,775
5 千万円 超	3,337	234,451,112	3,578,427	2,250,503	7,559,982	9,018
1 億円 "	1,589	215,513,797	2,367,730	2,265,458	16,535,435	5,045
2 億円 "	357	85,523,385	937,720	645,413	11,089,246	1,213
3 億円 "	220	82,833,919	737,268	685,681	14,824,017	742
5 億円 "	64	36,698,122	179,836	319,976	7,492,601	221
7 億円 "	37	29,637,226	65,000	137,451	7,704,858	121
10 億円 "	16	23,052,746	229,933	939,852	5,597,416	56
20 億円 "	4	9,603,867	－	22,139	3,542,499	11
30 億円 "	2	8,951,693	－	34,604	2,022,498	6
50 億円 "	－	－	－	－	－	－
70 億円 "	－	－	－	－	－	－
100 億円 "	－	－	－	－	－	－
合 計	6,882	776,773,619	9,251,854	7,664,831	76,690,217	19,208

課税価格階級	課税状況					
	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額		納付税額	法定相続人の数
			うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額		
5 千万円 以下	人 611	千円 26,941,418	千円 828,903	千円 175,423	千円 321,666	人 1,087
5 千万円 超	2,897	205,055,641	3,474,400	2,080,853	7,559,982	7,552
1 億円 "	1,478	201,760,989	2,367,730	2,206,583	16,535,435	4,656
2 億円 "	356	85,254,946	937,720	645,413	11,089,246	1,210
3 億円 "	220	82,833,919	737,268	685,681	14,824,017	742
5 億円 "	64	36,698,122	179,836	319,976	7,492,601	221
7 億円 "	37	29,637,226	65,000	137,451	7,704,858	121
10 億円 "	15	21,671,176	229,933	936,852	5,597,416	55
20 億円 "	4	9,603,867	－	22,139	3,542,499	11
30 億円 "	2	8,951,693	－	34,604	2,022,498	6
50 億円 "	－	－	－	－	－	－
70 億円 "	－	－	－	－	－	－
100 億円 "	－	－	－	－	－	－
合 計	5,684	708,408,997	8,820,789	7,244,976	76,690,217	15,661

調査対象等： 「申告状況」は、令和4年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和5年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

「課税状況」は、令和4年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和5年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「5－1 申告・課税状況」と「5－2 課税価格階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格階級	人数	申告状況											
		法定相続人員別被相続人数											
		0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	人	16	297	513	341	71	11	4	1	1	-	-	1
5千万円超	人	18	423	1,038	1,202	489	107	32	16	4	3	3	2
1億円〃	人	6	134	402	539	318	110	24	15	9	8	11	13
2億円〃	人	1	21	77	130	78	23	10	5	3	3	2	4
3億円〃	人	3	14	39	84	58	10	4	1	2	-	1	4
5億円〃	人	-	3	9	26	16	8	1	-	-	-	-	1
7億円〃	人	-	5	8	9	8	4	1	1	1	-	-	-
10億円〃	人	-	1	1	7	4	2	1	-	-	-	-	-
20億円〃	人	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-
30億円〃	人	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円〃	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円〃	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円〃	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	人	44	899	2,088	2,341	1,042	276	77	39	20	14	17	25

課税価格階級	人数	課税状況											
		法定相続人員別被相続人数											
		0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
5千万円以下	人	15	211	310	66	7	-	1	-	-	-	-	1
5千万円超	人	18	413	953	1,022	369	78	24	12	2	3	3	-
1億円〃	人	6	131	392	485	289	99	24	14	7	8	10	13
2億円〃	人	1	21	77	129	78	23	10	5	3	3	2	4
3億円〃	人	3	14	39	84	58	10	4	1	2	-	1	4
5億円〃	人	-	3	9	26	16	8	1	-	-	-	-	1
7億円〃	人	-	5	8	9	8	4	1	1	1	-	-	-
10億円〃	人	-	-	1	7	4	2	1	-	-	-	-	-
20億円〃	人	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-
30億円〃	人	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
50億円〃	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70億円〃	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100億円〃	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	人	43	799	1,790	1,831	829	225	66	33	15	14	16	23

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5－3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		申告状況		課税状況	
		被相続人の数	取得財産価額	被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人 1,085	千円 9,807,682	人 929	千円 9,084,631
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	1,077	6,633,705	934	6,140,651
	宅地（借地権を含む。） （内配偶者居住権に基づく敷地利用権）	5,867	211,471,780	4,757	189,848,932
	山林	38	312,277	30	175,363
	その他の土地	1,159	2,142,671	982	1,903,777
		1,420	22,812,945	1,224	21,394,184
	計	実 6,004	252,868,783	実 4,878	228,372,175
家屋、構築物 （内配偶者居住権）		5,692	54,778,298	4,620	46,572,516
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	内 46	186,833	内 33	123,740
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	447	1,135,638	379	895,612
	売掛金	71	246,589	58	237,734
	その他の財産	114	350,769	91	283,238
	計	364	2,238,141	302	2,015,314
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	実 712	3,971,137	実 597	3,431,897
	同上以外の株式及び出資	660	29,440,347	581	28,281,196
	公債及び社債	3,236	41,891,500	2,763	38,964,228
	投資・貸付信託受益証券	463	6,604,759	424	6,281,737
	計	1,923	36,220,504	1,669	33,784,261
現金、預貯金等		実 4,155	114,157,110	実 3,543	107,311,423
家庭用財産		6,863	302,432,017	5,664	274,832,678
その他の財産	生命保険金等	3,861	1,583,803	3,194	1,372,560
	退職手当金等	2,212	43,475,716	1,915	39,129,441
	立木	343	8,662,961	277	7,540,393
	その他の	185	215,121	161	170,150
	計	5,548	53,643,626	4,654	48,681,081
合 計		実 5,929	105,997,424	実 4,951	95,521,066
相続時精算課税適用財産価額		6,893	835,788,572	実 5,684	757,414,315
債務等	債務	392	9,251,854	359	8,820,789
	葬式費用	6,054	65,275,502	5,084	56,085,293
	計	6,701	10,656,137	5,559	8,985,791
差引純資産価額		実 6,766	75,931,638	実 5,608	65,071,083
暦年課税分贈与財産価額		6,882	769,108,788	5,684	701,164,021
課税価額		1,268	7,664,831	1,164	7,244,976
課税価額		6,882	776,773,619	5,684	708,408,997

調査対象等： 「申告状況」は、令和4年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和5年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。
「課税状況」は、令和4年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。）について、令和5年10月31日までの申告による課税事績を「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

- (注) 1 「5－1 申告・課税状況」と「5－3 相続財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。
2 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。